

堺市公報 第257号	令和5年3月10日発行
<b>堺市公報</b>	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<告示>

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の指定について  
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の廃止について  
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 4
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の名称変更について  
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 5
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の指定について  
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 6
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の廃止について  
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 6
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の休止について  
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 8
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の名称

変更について

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	9
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の所在地変更について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	9
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の指定について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	11
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の廃止について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	11
○道路法に基づく市道の区域変更について	
【建設局土木部路政課】	12
○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について	
【建設局土木部路政課】	15
<b>&lt;公告&gt;</b>	
○堺市環境影響評価条例に基づく事後調査計画書の提出について	
【環境局環境保全部環境共生課】	19
○堺市立農業公園（農産物直売所を除く。）の開園時間、休園日及び利用時間について	
【産業振興局農政部農水産課】	20
○堺市立農業公園「加工体験施設」グルメ体験教室の利用料金について	
【産業振興局農政部農水産課】	21
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	22
○堺市立自転車等駐車場の利用料金について	
【建設局サイクルシティ推進部自転車対策事務所】	22
<b>&lt;上下水道局公告&gt;</b>	
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について	
【上下水道局サービス推進部事業サポート課】	32
○堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の廃止について	

【上下水道局サービス推進部給排水設備課】…………… 33

＜教育委員会規則＞

○堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

【教育委員会事務局総務部総務課】…………… 33

**告 示**

堺市告示第68号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和5年3月10日

堺市長 永 藤 英 機

1 診療所

名称	所在地	指定年月日
安武内科クリニック	堺市西区上野芝向ヶ丘町5-22-8	令和5年1月1日
ふくろうクリニック	堺市堺区向陵西町4-12-21	令和5年2月1日
豊田眼科	堺市北区蔵前町1-18-16	令和5年1月1日

2 歯科

名称	所在地	指定年月日
----	-----	-------

本城歯科医院	堺市西区鳳東町4-408-1 鳳ロイヤルビル2F	令和4年9月1日
たの歯科	堺市中区深阪2-10-51	令和4年9月1日
本城歯科医院	堺市西区鳳東町4-408-1 鳳ロイヤルビル2FA号室	令和5年1月1日

3 訪問看護

名称	所在地	指定年月日
Ans 訪問看護ステーション	堺市堺区向陵中町4-3-10 312	令和5年1月1日
訪問看護ステーション人(じん)	堺市北区百舌鳥本町2-453 コーポみやび105	令和5年2月1日

堺市告示第69号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和5年3月10日

堺市長 永藤英機

1 診療所

名称	所在地	廃止年月日
万崎内科神経科	堺市東区日置荘原寺町216-1	令和2年12月28日
安武医院	堺市西区上野芝向ヶ丘町5-19-21	令和4年12月31日

2 歯科

名称	所在地	廃止年月日
本城歯科医院	堺市西区鳳東町4-408-1 鳳ロイヤルビル2F	令和4年11月30日
頼歯科診療所	堺市南区赤坂台5-6-9	令和4年11月30日

3 薬局

名称	所在地	廃止年月日
なの花薬局初芝店	堺市東区野尻町325-5	令和5年2月28日
八木薬局	堺市堺区山本町2-55-10	令和4年12月25日

4 訪問看護

名称	所在地	廃止年月日
Ans 訪問看護ステーション	堺市北区大豆塚町1-24-21 ロイヤル豆塚101号室	令和4年12月31日
訪問看護ベストケア	堺市西区鳳西町1-89-7 第2末広ハイツ104号	令和5年1月31日



堺市告示第70号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の名称の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和5年3月10日

堺市長 永藤英機

1 診療所

変更前の名称	変更後の名称	所在地	変更年月日
よしもと整形外科	よしもと整形外科・ 内科・糖尿病内科	堺市西区上野芝町1 -11-29	令和5年2月1日

堺市告示第71号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和5年3月10日

堺市長 永藤英機

事業の種類	事業所名称	所在地	指定年月日
居宅療養管理指導	医療法人いむた内科	堺市中区深井中町759-1	令和4年12月1日
介護予防居宅療養管理指導	医療法人いむた内科	堺市中区深井中町759-1	令和4年12月1日

堺市告示第72号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、

次のとおり指定介護機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和5年3月10日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	事業所名称	所在地	廃止年月日
居宅介護支援	有限会社ケアネット 大阪ケアプランセンター	堺市堺区少林寺町東1 -2-9	令和5年2月28日
訪問看護	かねの小児科医院	堺市堺区材木町東1- 2-13	令和4年6月30日
訪問リハビリテーション	かねの小児科医院	堺市堺区材木町東1- 2-13	令和4年6月30日
居宅療養管理指導	かねの小児科医院	堺市堺区材木町東1- 2-13	令和4年6月30日
居宅療養管理指導	南生クリニック	堺市堺区山本町2-55 -2	平成17年3月31日
訪問リハビリテーション	南生クリニック	堺市堺区山本町2-55 -2	平成17年3月31日
訪問看護	南生クリニック	堺市堺区山本町2-55 -2	平成17年3月31日
居宅療養管理指導	医療法人仁風会 万 崎内科神経科	堺市東区日置荘原寺町2 16-1	令和2年12月28日
訪問看護	医療法人仁風会 万 崎内科神経科	堺市東区日置荘原寺町2 16-1	令和2年12月28日
訪問リハビリテーション	医療法人仁風会 万 崎内科神経科	堺市東区日置荘原寺町2 16-1	令和2年12月28日
訪問リハビリテーション	豊田眼科	堺市北区蔵前町1-18 -16	令和4年12月31日
居宅療養管理指導	豊田眼科	堺市北区蔵前町1-18 -16	令和4年12月31日

訪問看護	豊田眼科	堺市北区蔵前町1-18-16	令和4年12月31日
居宅療養管理指導	頼齒科診療所	堺市南区赤坂台5-6-9	令和4年11月30日
居宅療養管理指導	八木薬局	堺市堺区山本町2-55-10	令和4年12月25日
居宅療養管理指導	なの花薬局初芝店	堺市東区野尻町325-5	令和5年2月28日
介護予防居宅療養管理指導	なの花薬局初芝店	堺市東区野尻町325-5	令和5年2月28日
訪問リハビリテーション	朝日自動車訪問介護センター堺	堺市南区稲葉1-3020-1	令和5年1月31日
訪問介護	朝日自動車訪問介護センター堺	堺市南区稲葉1-3020-1	令和5年1月31日

堺市告示第73号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の休止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和5年3月10日

堺市長 永藤英機

事業の種類	事業所名称	所在地	休止年月日
居宅介護支援	みみはらケアプランセンター	堺市堺区協和町4-465	令和5年1月31日



堺市告示第74号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の名称の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和5年3月10日

堺市長 永藤英機

事業の種類	変更前の名称	変更後の名称	所在地	変更年月日
介護予防通所 リハビリテー ション	よしもと整形外科	よしもと整形外科 ・内科・糖尿病内 科	堺市西区上野 芝町1-11-2 9	令和5年2月 1日
居宅療養管理 指導	よしもと整形外科	よしもと整形外科 ・内科・糖尿病内 科	堺市西区上野 芝町1-11-2 9	令和5年2月 1日
通所リハビリ テーション	よしもと整形外科	よしもと整形外科 ・内科・糖尿病内 科	堺市西区上野 芝町1-11-2 9	令和5年2月 1日
訪問リハビリ テーション	よしもと整形外科	よしもと整形外科 ・内科・糖尿病内 科	堺市西区上野 芝町1-11-2 9	令和5年2月 1日
訪問看護	よしもと整形外科	よしもと整形外科 ・内科・糖尿病内 科	堺市西区上野 芝町1-11-2 9	令和5年2月 1日

堺市告示第75号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和5年3月10日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	名称	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
介護予防訪問看護	A n s 訪問看護ステーション	堺市北区大豆塚町1-24-21 ロイヤル豆塚101号室	堺市堺区向陵中町4-3-10 312	令和5年1月1日
訪問看護	A n s 訪問看護ステーション	堺市北区大豆塚町1-24-21 ロイヤル豆塚101号室	堺市堺区向陵中町4-3-10 312	令和5年1月1日
特定介護予防福祉用具販売	福祉用具ほのか	堺市中区深井清水町3555	堺市中区深井清水町3555 小林ビル201号	令和4年12月1日
特定福祉用具販売	福祉用具ほのか	堺市中区深井清水町3555	堺市中区深井清水町3555 小林ビル201号	令和4年12月1日
介護予防福祉用具貸与	福祉用具ほのか	堺市中区深井清水町3555	堺市中区深井清水町3555 小林ビル201号	令和4年12月1日
福祉用具貸与	福祉用具ほのか	堺市中区深井清水町3555	堺市中区深井清水町3555 小林ビル201号	令和4年12月1日
介護予防訪問サービス	アソシエイト堺	堺市北区東浅香山町1-15-3	堺市中区深阪3-5-48 202	令和5年1月1日
訪問介護	アソシエイト堺	堺市北区東浅香山町1-15-3	堺市中区深阪3-5-48 202	令和5年1月1日

居宅介護支援	アソシエイト堺	堺市北区東浅香山 町1-15-3	堺市中区深阪3- 5-48 202	令和5年1月 1日
--------	---------	---------------------	----------------------	--------------

堺市告示第76号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり施術機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和5年3月10日

堺市長 永 藤 英 機

1 はり・きゅう

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
新谷 章悟	泉大津鍼灸院	泉大津市助松町1-1-23 401号	令和5年2月1日

2 柔道整復

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
上野 亮	あすか整骨院	岸和田市南上町1-50-23	令和5年1月1日

堺市告示第77号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」

という。)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり指定施術機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号(中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和5年3月10日

堺市長 永 藤 英 機

1 あんま・マッサージ

施術者	施術所名	所在地	廃止年月日
山里 智樹	戎之町鍼灸院	堺市堺区戎之町西2-2-3 ロイヤルコート5番館 301号室	令和5年1月31日

2 はり・きゅう

施術者	施術所名	所在地	廃止年月日
山里 智樹	戎之町鍼灸院	堺市堺区戎之町西2-2-3 ロイヤルコート5番館 301号室	令和5年1月31日

堺市告示第78号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和5年3月10日

堺市長 永 藤 英 機

1 道路の種類 市道

2 路 線 名 別紙調書のとおり

3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり

別紙

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
浜寺諏訪森東浜寺昭和1号線	西区浜寺諏訪森町中3丁285番地先	旧	7.96 10.10	222.00	^0232
	西区浜寺公園町1丁82番地先	新	15.22 19.48	222.00	
浜寺諏訪森東浜寺昭和1号線	西区浜寺公園町1丁83番地先	旧	7.51 9.23	216.00	^0232
	西区浜寺公園町2丁170番1地先	新	11.50 13.07	216.00	



堺市告示第79号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のよう  
に変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦  
覧に供する。

令和5年3月10日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
東山北野田線	東区草尾691番1地先	旧	3.25 3.26	3.00	(2033) 開発に伴う寄付 関係分
	東区草尾691番1地先	新	3.26 3.63	3.00	
大美野高松1号線	東区高松278番6地先	旧	2.97 3.03	20.88	(285) 開発に伴う寄付 関係分
	東区高松278番3地先	新	3.84 3.87	20.88	
北野田61号線	東区北野田466番2地先	旧	2.30 3.39	17.67	(229) 開発に伴う寄付 関係分
	東区北野田466番1地先	新	3.15 4.35	17.67	
草尾21号線	東区草尾691番1地先	旧	2.30 2.31	16.23	(7071) 開発に伴う寄付 関係分
	東区草尾691番1地先	新	3.15 3.16	16.23	
中百舌鳥27号線	東区白鷺町1丁1053番52地先	旧	4.04 4.04	12.56	(181) 開発に伴う寄付 関係分
	東区白鷺町1丁1053番52地先	新	4.34 4.35	12.56	
西野11号線	東区西野128番118地先	旧	4.24 4.39	12.43	(042) 開発に伴う寄付 関係分
	東区西野128番118地先	新	4.35 4.39	12.43	
日置荘西日置荘田中1号線	東区日置荘西町7丁681番3地先	旧	3.90 4.07	18.97	(187) 開発に伴う寄付 関係分
	東区日置荘西町7丁681番2地先	新	4.28 4.29	18.97	
日置荘西日置荘田中1号線	東区日置荘西町7丁702番1地先	旧	3.77 5.18	19.32	(187) 開発に伴う寄付 関係分
	東区日置荘西町7丁702番1地先	新	3.95 5.35	19.32	
日置荘西32号線	東区日置荘西町1丁50番59地先	旧	4.47 4.52	14.79	(220) 開発に伴う寄付 関係分
	東区日置荘西町1丁50番60地先	新	4.59 4.61	14.79	
菩提日置荘西2号線	東区日置荘西町1丁50番60地先	旧	4.61 5.72	20.17	(052) 開発に伴う寄付 関係分
	東区日置荘西町1丁50番61地先	新	4.66 5.73	20.17	
南野田6号線	東区南野田193番10地先	旧	2.00 2.20	20.25	(142) 開発に伴う寄付 関係分
	東区南野田193番1地先	新	3.50 3.50	20.25	



道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
金岡229号線	北区金岡町2187番3地先	旧	2.83 3.32	15.73	(カ404) 開発に伴う寄付 関係分
	北区金岡町2187番11地先	新	3.77 4.01	15.73	
長曽根23号線	北区長曽根町620番14地先	旧	2.59 3.07	14.05	(ケ070) 開発に伴う寄付 関係分
	北区長曽根町620番11地先	新	3.30 3.54	14.05	
中百舌鳥15号線	北区中百舌鳥町3丁394番5地先	旧	5.87	1.36	(ナ169) 開発に伴う寄付 関係分
	北区中百舌鳥町3丁394番5地先	新	5.87	1.36	
大豆塚1号線	北区大豆塚町1丁18番10地先	旧	4.00	2.00	(ノ026) 開発に伴う寄付 関係分
	北区大豆塚町1丁18番10地先	新	4.00	2.00	
百舌鳥西之町13号線	北区百舌鳥西之町2丁147番1地先	旧	2.96 3.94	7.50	(ヘ149) 開発に伴う寄付 関係分
	北区百舌鳥西之町2丁147番1地先	新	3.83 4.31	7.50	
今井12号線	美原区今井489番5地先	旧	2.74 3.42	13.31	(イ155) 開発に伴う寄付 関係分
	美原区今井489番6地先	新	3.42 4.20	13.31	
北余部黒山1号線	美原区黒山811番2地先	旧	4.72 4.72	2.51	(キ399) 開発に伴う寄付 関係分
	美原区黒山811番2地先	新	4.87 4.88	2.51	
黒山南北線	美原区黒山46番1地先	旧	9.00 10.50	111.51	(ク246) 開発に伴う寄付 関係分
	美原区黒山45番1地先	新	9.00 12.75	111.51	
真福寺3号線	美原区真福寺314番2地先	旧	3.88 4.42	19.10	(シ464) 開発に伴う寄付 関係分
	美原区真福寺314番3地先	新	4.29 4.56	19.10	
福田13号線	東区草尾301番1地先	旧	4.48 4.58	17.08	(7029) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	東区草尾303番3地先	新	5.59 5.64	17.08	
黒山34号線	美原区黒山41番1地先	旧	7.60 10.40	181.88	(7242) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	美原区黒山183番7地先	新	12.00 15.40	181.88	

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
黒山南北線	美原区黒山41番1地先	旧	8.50 10.70	28.08	(7246) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	美原区黒山41番1地先	新	10.70 12.70	28.08	
黒山南北線	美原区黒山40番1地先	旧	10.00 10.00	9.42	(7246) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	美原区黒山40番1地先	新	10.00 10.70	9.42	
黒山南北線	美原区黒山40番1地先	旧	11.60 12.00	7.05	(7246) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	美原区黒山40番1地先	新	11.60 12.00	7.05	

公 告

堺市公告第185号

堺市環境影響評価条例（平成18年条例第78号。以下「条例」という。）第39条第1項の規定に基づき、事後調査の項目、手法、場所その他の事項を記載した計画書（以下「事後調査計画書」という。）の提出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年3月10日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
堺市  
堺市長 永藤 英機  
堺市堺区南瓦町3番1号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模並びに対象事業実施区域
  - (1) 名称  
南海電気鉄道高野線連続立体交差事業（浅香山駅～堺東駅付近）
  - (2) 種類  
条例別表第2号に掲げる鉄道の改良の事業
  - (3) 規模  
浅香山駅～堺東駅付近の約3.2km区間
  - (4) 対象事業実施区域  
堺市堺区内
- 3 条例第24条に規定する関係地域  
堺市堺区
- 4 事後調査計画書の写しの縦覧の場所、期間及び時間
  - (1) 場所  
堺市環境局環境保全部環境共生課  
堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館4階
  - (2) 期間  
令和5年3月10日（金）から令和5年9月11日（月）まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(3) 時間

午前9時から午後5時30分まで

堺市公告第186号

堺市立農業公園条例（平成12年条例第21号）第24条第1項第2号の規定に基づき、堺市立農業公園（農産物直売所を除く。）の開園時間、休園日及び利用時間を指定管理者が定めたので、同条第2項において準用する同条例第23条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年3月10日

堺市長 永 藤 英 機

1 開園時間（令和5年4月1日（土）から令和6年3月31日（日）までの間）

午前10時00分～午後5時00分

ただし以下の期間については、開園時間を変更する。

期 間 令和5年5月3日から同月5日まで

開園時間 午前8時30分～午後5時00分

利用者が著しく多い場合は、利用者の安全面を考慮して状況に応じて開園時間を早め、又は閉園時間を遅らせるときがある。

2 休園日

令和5年5月10日、17日、24日、31日

6月7日、14日、21日、28日

7月5日、12日、19日

9月6日、13日

11月15日、22日、29日

12月6日、12日、13日、14日、20日、31日

令和6年1月1日、10日、17日、24日、31日

2月7日、14日、21日、28日

3月6日、13日

## 堺市公告第187号

堺市立農業公園条例（平成12年条例第21号）第23条第2項の規定に基づき、堺市立農業公園「加工体験施設」グルメ体験教室の利用料金を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年3月10日

堺市長 永 藤 英 機

## 堺市立農業公園「加工体験施設」グルメ体験教室令和5年度第1四半期の利用料金

メニュー	料金	期間
1 いちご収穫体験&いちごパフェ作り	1,900円	4月 5月（3日～5日除く。）
2 昼食にピッタリ♪具だくさんピザ作り	1,300円	4月
3 簡単に作れるパン&バター作り	1,000円	4月
4 いちご収穫体験&いちごどら焼き作り	1,900円	4月
5 簡単いちごアイス作り	900円	4月
6 濃厚ミルクアイス作り	800円	4月
7 具だくさんピザ作り	1,300円	5月（3日～5日除く。） 6月
8 簡単に作れるパン&バター作り	1,100円	5月～6月
9 いちごアイス作り	900円	5月（3日～5日除く。）
10 チョコレートアイス作り	800円	5月（3日～5日除く。）
11 ソーセージロール作り	1,200円	5月3日～5日
12 ミルクアイス作り	800円	5月3日～5日 6月
13 カピバラメロンパン作り	1,100円	5月3日～5日 6月
14 メロンアイス作り	800円	6月

~~~~~

堺市公告第188号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年3月10日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市中区宮園町15番1の一部、15番5の一部、15番15、25番6の一部、25番16の一部、25番21及び25番22

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府知事  
大阪市中央区大手前二丁目  
吉村 洋文

~~~~~

堺市公告第189号

堺市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年条例第9号）第17条の8第2項の規定に基づき、堺市立自転車等駐車場の利用料金を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年3月10日

堺市長 永 藤 英 機

1 施設名称 堺市立自転車等駐車場

2 利用料金 別紙のとおり

別紙  
令和5年3月16日から変更分

鉄道	駅名	名称	利用料金												
			一時使用料(一日・一回につき) (単位:円)			定期使用料(1ヶ月)通常 (単位:円)									
			自転車	原動機付自転車 (総排気量50cc以下又は定格出力が0.6kw以下)	自動二輪車 (総排気量50cc超又は定格出力0.6kw超)	自転車	原動機付自転車 (総排気量50cc以下又は定格出力が0.6kw以下)	自動二輪車 (総排気量50cc超又は定格出力0.6kw超)							
JR 阪和線	浅香	浅香駅前	110	220	270	1,880	3,130	3,660	5,020	8,480	9,840	10,040	16,960	19,680	
		堺市	堺市駅前	110	220	270	2,080	3,130	3,660	5,650	8,480	9,840	11,300	16,960	19,680
			1F	110	-	-	2,080	-	-	5,650	-	-	-	11,300	-
	2F		110	-	-	2,080	-	-	5,650	-	-	-	11,300	-	
	百舌鳥	堺市駅前東第1	100	220	270	1,560	2,610	3,030	4,400	7,220	8,370	8,800	14,440	16,740	
		百舌鳥駅前東第1	110	220	270	1,560	2,610	3,030	4,400	7,220	8,370	8,800	14,440	16,740	
		百舌鳥駅前東第2	-	-	-	1,560	2,610	3,030	4,400	7,220	8,370	8,800	14,440	16,740	
	上野芝	百舌鳥駅前西第1	110	220	270	1,560	2,610	3,030	4,400	7,220	8,370	8,800	14,440	16,740	
		百舌鳥駅前西第2	110	-	-	2,080	-	-	5,650	-	-	-	11,300	-	
		上野芝駅前西第1	-	-	-	1,560	-	-	4,400	-	-	-	8,800	-	
	上野芝駅前西第2	-	-	-	1,560	-	-	4,400	-	-	-	8,800	-		

令和5年3月16日から変更分

鉄道	駅名	名称	利用料金		一時使用料(一日・一回につき)		定期使用料(1ヶ月)通常		定期使用料(3ヶ月)通常		定期使用料(6ヶ月)通常	
			自転車	原動機付自 転車(総排気 量50cc以下 又は定格出 力0.6kw以 下)	自転車	自動二輪車 (総排気量 50cc超又は 定格出力 0.6kw超)	自転車	自動二輪車 (総排気量 50cc以下 又は定格出 力0.6kw以 下)	自転車	自動二輪車 (総排気量 50cc以下 又は定格出 力0.6kw以 下)	自転車	自動二輪車 (総排気量 50cc以下 又は定格出 力0.6kw以 下)
南海 高野線	浅香山	浅香山駅	110	220	270	3,030	4,400	7,220	8,370	14,440	16,740	
		前東第1	—	—	—	—	4,400	—	—	—	—	
	堺東	浅香山	浅香山駅	110	220	270	3,030	4,400	7,220	8,370	14,440	16,740
			前東第2	—	—	—	—	4,400	—	—	—	—
		堺東駅前	前西第1	—	—	—	—	4,400	—	—	—	—
			東第2	—	—	—	—	4,400	—	—	—	—
		堺東駅前	西第1	—	220	270	3,660	5,020	8,480	9,840	10,040	19,680
			西第2	110	—	—	—	—	—	—	—	—
		堺東駅前	西第3	—	—	—	—	5,020	—	—	10,040	—
			西第4	110	220	270	3,660	5,020	8,480	9,840	10,040	19,680
		堺東駅前	瓦町公園	50	—	—	—	2,820	—	—	5,640	—
			地下	—	—	—	—	—	—	—	—	—



令和5年3月16日から変更分

鉄道	駅名	名称	利用料金											
			一時使用料(一日・一回につき) (単位:円)		定期使用料(1ヶ月)通常 (単位:円)		定期使用料(3ヶ月)通常 (単位:円)		定期使用料(6ヶ月)通常 (単位:円)					
			自転車	自動二輪車 (総排気量 50cc超又は 定格出力 0.6kw超)	自転車	自動二輪車 (総排気量 50cc超又は 定格出力 0.6kw超)	自転車	自動二輪車 (総排気量 50cc超又は 定格出力 0.6kw超)	自転車	自動二輪車 (総排気量 50cc超又は 定格出力 0.6kw超)	自転車	自動二輪車 (総排気量 50cc超又は 定格出力 0.6kw超)		
		語尾「自転車等駐車場」は省略	110	220	270	1,560	2,610	3,030	4,400	7,220	8,370	8,800	14,440	16,740
南海 高野線	中百舌鳥 駅前東第1	110	220	270	1,560	2,610	3,030	4,400	7,220	8,370	8,800	14,440	16,740	
		110	220	270	1,560	2,610	3,030	4,400	7,220	8,370	8,800	14,440	16,740	
	中百舌鳥 駅前東第2	110	220	270	1,560	2,610	3,030	4,400	7,220	8,370	8,800	14,440	16,740	
		110	220	270	1,560	2,610	3,030	4,400	7,220	8,370	8,800	14,440	16,740	
	中百舌鳥 駅前地下	110	220	270	1,560	2,610	3,030	4,400	7,220	8,370	8,800	14,440	16,740	
		110	220	270	1,560	2,610	3,030	4,400	7,220	8,370	8,800	14,440	16,740	
	中百舌鳥 駅前西第1	110	220	270	1,560	2,610	3,030	4,400	7,220	8,370	8,800	14,440	16,740	
		110	220	270	1,560	2,610	3,030	4,400	7,220	8,370	8,800	14,440	16,740	
	中百舌鳥 駅前西第2	110	220	270	1,560	2,610	3,030	4,400	7,220	8,370	8,800	14,440	16,740	
		110	220	270	1,560	2,610	3,030	4,400	7,220	8,370	8,800	14,440	16,740	
中百舌鳥 駅前西第3	110	220	270	1,560	2,610	3,030	4,400	7,220	8,370	8,800	14,440	16,740		
	110	220	270	1,560	2,610	3,030	4,400	7,220	8,370	8,800	14,440	16,740		
中百舌鳥 駅前西第4	110	220	270	1,560	2,610	3,030	4,400	7,220	8,370	8,800	14,440	16,740		
	110	220	270	1,560	2,610	3,030	4,400	7,220	8,370	8,800	14,440	16,740		
中百舌鳥 駅前西第5	110	220	270	1,560	2,610	3,030	4,400	7,220	8,370	8,800	14,440	16,740		
	110	220	270	1,560	2,610	3,030	4,400	7,220	8,370	8,800	14,440	16,740		
中百舌鳥 駅前西仮 駅設	110	220	270	1,560	2,610	3,030	4,400	7,220	8,370	8,800	14,440	16,740		
	110	220	270	1,560	2,610	3,030	4,400	7,220	8,370	8,800	14,440	16,740		

令和5年3月16日から変更分

鉄道	駅名	名称 語尾「自転車等駐車場」は省略	利用料金												
			一時使用料(一日・一回につき) (単位:円)		定期使用料(1ヶ月)通常 (単位:円)		定期使用料(3ヶ月)通常 (単位:円)		定期使用料(6ヶ月)通常 (単位:円)						
			自転車	原動機付自転車 (総排気量50cc以下又は定格出力10.6kw以下)	自転車	原動機付自転車 (総排気量50cc以下又は定格出力10.6kw以下)	自転車	原動機付自転車 (総排気量50cc以下又は定格出力10.6kw以下)	自転車	原動機付自転車 (総排気量50cc以下又は定格出力10.6kw以下)	自転車	原動機付自転車 (総排気量50cc以下又は定格出力10.6kw以下)			
南海高野線	白鷺	白鷺駅前東第1	110	220	270	1,880	3,130	3,660	5,020	8,480	9,840	10,040	16,960	19,680	
		白鷺駅前西第2	—	—	—	1,560	—	—	4,400	—	—	—	8,800	—	—
		白鷺駅前西第3	110	220	270	1,560	2,610	3,030	4,400	7,220	8,370	8,370	8,800	14,440	16,740
	初芝	初芝駅前東第1	110	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		初芝駅前西第1	—	—	—	1,560	2,610	3,030	4,400	7,220	8,370	8,370	8,800	14,440	16,740
		初芝駅前西第3	110	—	—	1,320	—	—	3,660	—	—	—	7,320	—	—
	北野田	北野田駅前東第1	110	220	270	—	2,610	3,030	—	7,220	8,370	8,370	—	14,440	16,740
		北野田駅前東第2	100	200	250	1,320	—	—	3,660	—	—	—	7,320	—	—
		北野田駅前地下	110	—	—	2,080	—	—	5,650	—	—	—	11,300	—	—
		北野田駅前西第1	—	220	—	—	3,130	—	—	8,480	—	—	—	16,960	—
		北野田駅前西第2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		北野田駅前西第3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

令和5年3月16日から変更分

鉄道	駅名	名称	利用料金																
			一時使用料(一日・一回につき)		定期使用料(1ヶ月)通常		定期使用料(3ヶ月)通常		定期使用料(6ヶ月)通常										
			自転車	原動機付自転車(総排気量50cc以下又は定格出力が0.6kw以下)	自転車	原動機付自転車(総排気量50cc以下又は定格出力が0.6kw以下)	自転車	原動機付自転車(総排気量50cc以下又は定格出力が0.6kw以下)	自転車	原動機付自転車(総排気量50cc以下又は定格出力が0.6kw以下)									
南海本線	七道	七道駅前第1	110	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		七道駅前第2	110	220	270	2,080	3,130	3,660	5,650	8,480	9,840	11,300	16,960	19,680					
	堺	堺駅前第1	110	220	270	1,880	3,130	3,660	5,020	8,480	9,840	10,040	16,960	19,680					
		堺駅前第2	-	-	-	1,880	-	-	5,020	-	-	10,040	-	-					
		堺駅前第3	110	220	-	1,880	3,130	-	5,020	8,480	-	10,040	16,960	-					
	湊	湊駅前第1	110	220	270	2,080	3,130	2,080	5,650	8,480	9,840	11,300	16,960	19,680					
		湊駅前第2	110	220	270	2,080	3,130	2,080	5,650	8,480	9,840	11,300	16,960	19,680					
		湊駅前第1	110	220	270	2,080	3,130	2,080	5,650	8,480	9,840	11,300	16,960	19,680					
		湊駅前第2	110	220	270	2,080	3,130	2,080	5,650	8,480	9,840	11,300	16,960	19,680					
	石津川	石津川駅前第1	110	220	270	1,880	3,130	3,660	5,020	8,480	9,840	10,040	16,960	19,680					
		石津川駅前第2	110	220	270	1,560	2,610	3,030	4,400	7,220	8,370	8,800	14,440	16,740					
	諏訪ノ森	諏訪ノ森駅前東第1	-	-	-	1,560	-	-	4,400	-	-	8,800	-	-					
諏訪ノ森駅前西第1		-	-	-	1,560	-	-	4,400	-	-	8,800	-	-						
諏訪ノ森駅前西第2		-	-	-	1,560	-	-	4,400	-	-	8,800	-	-						
船尾駅前第1		110	-	-	1,560	-	-	4,400	-	-	8,800	-	-						
船尾駅前第2	-	-	-	1,560	-	-	4,400	-	-	8,800	-	-							

令和5年3月16日から変更分

鉄道	駅名	名称	利用料金		一時使用料(一日・一回につき)		定期使用料(1ヶ月)通常		定期使用料(3ヶ月)通常		定期使用料(6ヶ月)通常					
			各層別	(単位:円)	(単位:円)	(単位:円)	(単位:円)	(単位:円)	(単位:円)	(単位:円)	(単位:円)					
南海本線	浜寺公園	語尾「自転車等駐車場」は省略	自転車	110	220	270	1,560	2,610	3,030	4,400	7,220	8,370	8,800	14,440	16,740	
			自動二輪車 (総排気量50cc超又は定格出力0.6kw超)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地下鉄御堂筋線	北花田	北花田駅前地下前高架下	自転車	110	—	—	1,880	3,130	3,660	5,020	8,480	9,840	10,040	16,960	19,680	
			自動二輪車 (総排気量50cc超又は定格出力0.6kw超)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	北花田駅前高架下	北花田駅前高架下	自転車	110	220	270	1,880	3,130	3,660	5,020	8,480	9,840	10,040	16,960	19,680	
			自動二輪車 (総排気量50cc超又は定格出力0.6kw超)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	新金岡	新金岡駅前東第1前西第1	新金岡駅前東第1前西第1	自転車	110	220	270	—	2,610	3,030	—	7,220	8,370	—	14,440	16,740
				自動二輪車 (総排気量50cc超又は定格出力0.6kw超)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

令和5年3月16日から変更分

鉄道	駅名	名称 語尾「自転車等駐車場」は省略	名層別	一時使用料(一日・一回につき) (単位:円)			定期使用料(1ヶ月)通常 (単位:円)			定期使用料(3ヶ月)通常 (単位:円)			定期使用料(6ヶ月)通常 (単位:円)		
				自転車	原動機付自転車(総排気量50cc以下又は定格出力200.6kw以下)	自動二輪車(総排気量50cc超又は定格出力0.6kw超)	自転車	原動機付自転車(総排気量50cc以下又は定格出力200.6kw以下)	自動二輪車(総排気量50cc超又は定格出力0.6kw超)	自転車	原動機付自転車(総排気量50cc以下又は定格出力200.6kw以下)	自動二輪車(総排気量50cc超又は定格出力0.6kw超)	自転車	原動機付自転車(総排気量50cc以下又は定格出力200.6kw以下)	自動二輪車(総排気量50cc超又は定格出力0.6kw超)
泉北高速	深井	深井駅前東第1 深井駅前高架下	屋外	—	—	—	1,560	—	—	4,400	—	—	8,800	—	—
				110	220	—	1,880	3,130	—	5,020	8,480	—	10,040	16,960	—
				—	—	—	1,560	—	—	4,400	—	—	—	8,800	—
	泉ヶ丘	泉ヶ丘駅前北第1	1F	屋外	110	—	—	2,080	—	—	5,650	—	—	11,300	—
					100 コインポスト	—	—	2,080	—	—	5,650	—	—	11,300	—
					—	—	—	1,560	—	—	4,400	—	—	8,800	—
		泉ヶ丘駅前南第1	ビル2F	—	—	—	—	2,080	—	—	5,650	—	—	11,300	—
					110	—	—	1,880	—	—	5,020	—	—	10,040	—
					—	—	—	2,080	—	—	5,650	—	—	11,300	—
	泉ヶ丘駅前南第2	ビル2F	—	—	220	270	—	3,130	3,660	—	8,480	9,840	—	16,960	19,680
				—	—	—	730	—	—	2,080	—	—	4,160	—	—
				—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

令和5年3月16日から変更分

鉄道	駅名	名称	利用料金		一時使用料(一日・一回につき)		定期使用料(1ヶ月)通常		定期使用料(3ヶ月)通常		定期使用料(6ヶ月)通常		
			各層別	(単位:円)	自転車	自動二輪車 (総排気量 50cc超又は 定格出力 0.6kw超)	自転車	自動二輪車 (総排気量 50cc超又は 定格出力 0.6kw超)	自転車	自動二輪車 (総排気量 50cc以下 又は定格出 力0.6kw以 下)	自転車	自動二輪車 (総排気量 50cc以下 又は定格出 力0.6kw以 下)	自転車
泉北 高速	語尾「自転車等駐車場」は省略		1F	自転車	110	—	2,080	—	5,650	—	11,300	—	
				自動二輪車 (総排気量 50cc以下 又は定格出 力0.6kw以 下)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				原動機付自 転車(総排気 量50cc以下 又は定格出 力0.6kw以 下)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				自動二輪車 (総排気量 50cc超又は 定格出力 0.6kw超)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	榑美木多 駅前北第 1	1F	自転車	110	—	2,080	—	5,650	—	11,300	—	—	
			自動二輪車 (総排気量 50cc以下 又は定格出 力0.6kw以 下)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			原動機付自 転車(総排気 量50cc以下 又は定格出 力0.6kw以 下)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			自動二輪車 (総排気量 50cc超又は 定格出力 0.6kw超)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	榑美木多 駅前北第 2	2F	自転車	—	—	1,560	—	4,400	—	8,800	—	—	
			自動二輪車 (総排気量 50cc以下 又は定格出 力0.6kw以 下)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			原動機付自 転車(総排気 量50cc以下 又は定格出 力0.6kw以 下)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			自動二輪車 (総排気量 50cc超又は 定格出力 0.6kw超)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
榑美木多 駅前北第 3	3F	自転車	—	—	1,880	—	5,020	—	10,040	—	—		
		自動二輪車 (総排気量 50cc以下 又は定格出 力0.6kw以 下)	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		原動機付自 転車(総排気 量50cc以下 又は定格出 力0.6kw以 下)	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		自動二輪車 (総排気量 50cc超又は 定格出力 0.6kw超)	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
榑美木多 駅前南第 1	1F	自転車	110	—	—	—	—	—	—	—	—		
		自動二輪車 (総排気量 50cc以下 又は定格出 力0.6kw以 下)	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		原動機付自 転車(総排気 量50cc以下 又は定格出 力0.6kw以 下)	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		自動二輪車 (総排気量 50cc超又は 定格出力 0.6kw超)	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
榑美木多 駅前南第 3	2F	自転車	—	—	2,080	—	5,650	—	11,300	—	—		
		自動二輪車 (総排気量 50cc以下 又は定格出 力0.6kw以 下)	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		原動機付自 転車(総排気 量50cc以下 又は定格出 力0.6kw以 下)	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		自動二輪車 (総排気量 50cc超又は 定格出力 0.6kw超)	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
榑美木多 駅前南第 4	3F	自転車	—	—	1,560	—	4,400	—	8,800	—	—		
		自動二輪車 (総排気量 50cc以下 又は定格出 力0.6kw以 下)	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		原動機付自 転車(総排気 量50cc以下 又は定格出 力0.6kw以 下)	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		自動二輪車 (総排気量 50cc超又は 定格出力 0.6kw超)	—	—	—	—	—	—	—	—	—		

令和5年3月16日から変更分

鉄道	駅名	名称	利用料金		一時使用料(一日・一回につき) (単位:円)		定期使用料(1ヶ月)通常 (単位:円)		定期使用料(3ヶ月)通常 (単位:円)		定期使用料(6ヶ月)通常 (単位:円)				
			各層別	各層別	自転車	自動二輪車 (総排気量 50cc超又は 定格出力 0.6kw超)	自転車	自動二輪車 (総排気量 50cc超又は 定格出力 0.6kw超)	自転車	自動二輪車 (総排気量 50cc超又は 定格出力 0.6kw超)	自転車	自動二輪車 (総排気量 50cc超又は 定格出力 0.6kw超)	自転車	自動二輪車 (総排気量 50cc超又は 定格出力 0.6kw超)	
泉北高速	光明池駅 前北第1		1F	220	270	—	3,130	3,660	—	8,480	9,840	—	16,960	19,680	
			2F	220	270	—	3,130	3,660	—	8,480	9,840	—	16,960	19,680	
			3F	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	光明池	光明池駅 前北第2 前北第3 前北第4 前北第1 光明池駅 前南第2 光明池駅 前南第3		1F	—	—	—	1,880	2,080	5,020	5,650	—	10,040	—	—
				2F	—	—	—	1,880	2,080	5,020	5,650	—	10,040	—	—
				1F	—	—	—	1,880	2,080	5,020	5,650	—	10,040	—	—
				2F	—	—	—	1,880	2,080	5,020	5,650	—	10,040	—	—
				1F	50	—	—	1,880	1,030	2,820	2,820	—	5,640	—	—
				2F	50	—	—	1,030	—	2,820	—	—	5,640	—	—
				光明池駅 前南第7	—	—	—	3,130	3,660	—	8,480	9,840	—	16,960	19,680

備考  
 自動二輪車が駐車可能な自転車等駐車場は、下記の自転車等駐車場を除き、総排気量125cc以下のもの又は定格出力1kw以下のものを駐車可能とする。  
 堺東駅前西第1及び中舌鳥駅前東第1は、総排気量が400cc以下のもの又は定格出力が20kw以下のものを駐車可能とする。  
 泉ヶ丘駅前南第1及び光明池駅前北第1は、総排気量及び定格出力の制限なく駐車可能とする。

## 上下水道局公告

堺市上下水道局公告第42号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成18年上下水道局管理規程第12号）第2条の規定により準用する堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年3月10日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
長曾根町ほか配水管布設工事 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地  
上下水道局サービス推進部事業サポート課  
堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2
- 3 落札者を決定した日  
令和5年2月7日
- 4 落札者の氏名及び住所  
大容・五大・利晃・成世建設工事共同企業体  
代表構成員 大容建設株式会社 代表取締役 池田 功三  
大阪府堺市北区南花田町36番地1  
他の構成員 株式会社五大コーポレーション 代表取締役 丸橋 宣夫  
大阪府堺市堺区甲斐町東4丁2番20号  
他の構成員 利晃建設株式会社 代表取締役 西田 友幸  
大阪府堺市北区南花田町32番地1  
他の構成員 成世建設株式会社 代表取締役 出雲 康雄  
大阪府堺市堺区甲斐町東4丁2番20号



5 落札金額

¥2,475,000,000—（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

令和4年10月3日

~~~~~

堺市上下水道局公告第43号

堺市指定給水装置工事事業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第7条第3号の規定により、次のとおり公告する。

令和5年3月10日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

|               |                  |
|---------------|------------------|
| 指 定 番 号       | 第152号            |
| 廃 止 年 月 日     | 令和5年2月6日         |
| 事 業 者 の 名 称   | 株式会社森水道工業所       |
| 事 業 者 の 住 所   | 堺市北区新金岡町5丁7番328号 |
| 代 表 者 の 職 氏 名 | 代表取締役 森 一馬       |
| 事 業 所 の 名 称   | 株式会社森水道工業所       |
| 事 業 所 の 所 在 地 | 堺市北区新金岡町5丁7番328号 |

**教育委員会規則**

堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規

則を公布する。

令和5年3月10日

堺市教育委員会

教育長 栗井明彦

堺市教育委員会規則第6号

堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の  
一部を改正する規則

堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第7条中「勤務時間条例」を「堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年条例第18号）」に改める。

第11条第1項中「100分の122.5」を「100分の125」に改める。

附則第4項中「100分の122.5」を「100分の125」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。